

(公開用)

諮問番号：令和３年度諮問第２号

答申番号：令和４年度丹情審答申第２号

答申書

第１ 審査会の結論

「新山南中学校の文科省等へ提出している用地面積の分かる資料」につき、令和４年２月３日付けで丹波市教育委員会（以下「処分庁」という。）が行った丹教総第370号による公文書部分開示決定は妥当である。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 情報公開請求

審査請求人は、令和４年１月24日、丹波市情報公開条例（以下「本条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、処分庁に対して、公文書の開示を請求した。

審査請求人が開示を請求した公文書の件名は、①「新山南中学校の文科省等へ提出している用地面積の分かる資料の写し」（以下「本件対象文書」という。）、②「但し面積が部分的（運動場、校舎等の建物敷地等）に分かるものがあるのであれば写し」であった。

２ 実施機関の決定

実施機関は、令和４年２月３日に、②については兵庫県丹波県民局が受付した建築確認申請書（建築物）の一部を、①については「現時点では、新山南中学校の用地全体を測量した成果物はない」として文書不存在を理由に、本条例第11条第１項の規定に基づく部分開示決定（丹教総第370号）（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に対して通知した。

３ 審査請求書の提出

審査請求人は、令和４年２月21日、処分庁に対し審査請求書を提出した（以下「本件審査請求」という。）。

４ 諮問

処分庁は、令和４年３月14日に、本条例第18条の２の規定に基づき、丹波市・一部事務組合情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求

について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の概要は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

原処分のうち、①に係る部分の取消しと再調査を求める。

2 審査請求の理由

通知書の件名①新山南中学校の文科省等に提出している用地面積の分かる資料の問いに対して、開示しない理由は「①現時点では、新山南中学校の用地全体を測量した成果物はないため」との記載内容であります。

新中学校も既に開校に向けて新校舎工事が始まっており、文科省等の管轄で補助金(交付金)が充てられることから、当然に所管庁等々に用地面積や諸事項を記した資料が既に提出されているものと思えます。

以上のことから所管する文科省等々に提出されている資料の中に示されている統合中学校の用地面積を求めるものであり、教育委員会の決定通知書に記載されているのは、開示請求とは意味不明の回答であります。

3 反論書の要旨

審査請求人から令和4年4月18日付けで提出された反論書の概要は、以下のとおりである。

一般的に行政から補助金を申請するには目的等を記した書類の提出が必要となります。例えば社会福祉法人が老人ホームを建設するための補助金を申請するには所轄庁等に建築場所の土地面積等は当然に明記しなければなりません。以上のことから山南統合中学校も所管する文科省等に報告(口頭も含)されているものと思える。

もし、報告されていないのであれば問いに対する回答は「山南統合中学校新設に伴う全体の用地面積は所管する文科省等に報告しておりません。」と回答いただければ幸いです。

今回の山南中学校は山南中央公園敷地に新設されることが決定された臨時教育委員会場で、処分庁から面積約32,000㎡で学校用地としては十分であると報告されております。

4 口頭意見陳述の実施

審査請求人からの求めにより、令和4年4月25日に口頭意見陳述を実施した。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の概要は、以下のとおりである。

- 1 校舎等の整備に係る文科省へ提出する国庫補助金(学校施設環境改善交付金)等の申請は、補助金の対象となる校舎や屋内運動場等の対象面積は申請時に必要になるが、審査請求人が求めている新山南中学校の用地面積については、補助金の対象とならないことから申請の必要がない。
- 2 用地面積については、補助金の対象とならないことから、現時点では作成する必要がないので、文書不存在である。

第5 審査会の判断

1 争点

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めており、処分庁は、本件対象文書を保有しておらず文書不存在とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 処分庁の説明によれば、学校の場合、公立学校施設費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金により、教室、体育館、武道場の広さは生徒数によって基準面積が決まっており、統合時の生徒数の見込み人数に基づき建物の必要面積を出して、それに負担金の単価をかけて国庫負担金等の請求をしている。

そのため、学校敷地の全体面積をこの時点で報告する必要がないと主張する。

- (2) 当審査会において、処分庁から文科省に提出された上記負担金・交付金の申請書の写しの提示を受けて確認したところ、申請書の記載内容に中学校敷地全体の面積を記載する欄はなく、処分庁の説明の通りであると認められる。
- (3) 以上のことを踏まえれば、文科省等に提出された用地面積の分かる資料を作成していないとの処分庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 処分の理由の提示について

公文書開示請求書の請求件名は「新山南中学校の文科省等へ提出している用地面積の分かる資料の写し」と記載されているところ、本件処分通知書の不開示理由は「新山南中学校の用地全体を測量した成果物はないため」と記載されており、開示請求の趣旨・内容に即した理由が付記されているとはいえない。また、処分庁は弁明書において処分通知書に付記された理由とは異なる主張を行って

おり、処分通知書に記載された理由と弁明書の主張とは食い違っている。

したがって、原処分における理由の提示は、若干適切さを欠くものであると言わざるを得ず、処分庁においては、今後の対応にあたって十分留意すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、処分の適法性・妥当性の判断に直接関係するものではない。

第6 結論

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして文書不存在とした決定については、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、「第1 審査会の結論」のとおり、妥当であると判断する。

令和4年6月13日

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

会 長	山下 淳
副会長	長崎 良太
委 員	松尾 信幸
委 員	岸部 勇
委 員	山本 登